法第五条第二項第三号ホの場合	施行規則様式第六の届出書及び施行規則第九条第三項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ヘの場合	［略］
	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第九条第六項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類

様式第１（第３条第１項及び第４条関係）

認定（更新）申請書

［略］

［１・２　略］

３　電子委任状の普及の促進に関する法律第５条第２項第３号イからヘまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第１項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［備考１～３　略］

様式第７（第７条第１項関係）

変更認定申請書

［略］

［１～３　略］

４　法第５条第２項第３号イからヘまで（同号ニを除く。）に掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［５　略］

［備考１・２　略］

法第五条第二項第三号ニの場合	［同上］
	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第九条第四項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類

様式第１（第３条第１項及び第４条関係）

認定（更新）申請書

［同左］

［１・２　同左］

３　電子委任状の普及の促進に関する法律第５条第２項第３号イからニまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受け、又は同条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第16条第１項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［備考１～３　同左］

様式第７（第７条第１項関係）

変更認定申請書

［同左］

［１～３　同左］

４　法第５条第２項第３号イ、ロ又はニの場合への該当・非該当の別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受け、又は同条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［５　同左］

［備考１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。